

金融機関の弁護士法 23条の2の照会に対する対応

弁護士 井上 博隆

1 はじめに

最近、弁護士法23条の2の照会（以下、「23条照会」という）を巡って、金融機関は弁護士会又は申立代理人との間において、回答の可否や回答の程度等について、難しい対応が求められることが多くなってきている。法律雑誌上からは、金融機関が回答拒否した事例で、損害賠償請求をされた裁判例もある。

最近の金融法務事情でも、「《座談会》弁護士法23条の2の照会に対する金融機関の対応」と題して、日弁連照会制度委員会の弁護士やメガバンクの法務担当者との座談会の内容が報告されている¹。但し、出席者の見解は、個人的な見解とされている。

これをも参考に、いくつかの23条照会で問題となる事例をまとめてみた。

2 23条照会の報告義務と個人情報保護法、守秘義務の関係

(1) 23条照会の義務

23条照会の報告義務は、法的義務であると解されているが、正当な理由があるときは報告を拒絶することができると考えられている²。

(2) 個人情報保護法との関係

個人情報保護法23条1項2号は、個人情報の第三者提供の制限の例外として「法令に基づく場合」を規定している。これについて、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」5条3項1号は、23条照会はこれにあたるとしている。実務的にはこの見解で統一されていると考えられる³。

(3) 守秘義務との関係⁴

金融機関の守秘義務も明文の規定はないが法的義務と考えられており、23条照会の報告義務と優先関係が問題となる。最近の顧客情報が重視される状況においては、安易に報告すると金融機関と顧客との感情的な紛争にもなりかねないので、どちらが優先するかの判断は慎重になされる必要がある。

一般に、23条照会の報告義務が守秘義務に優先す

る基準として「照会内容に具体的必要性と合理性が認められる」という基準が挙げられてきた。これに対して、この判断は容易ではなく、金融機関に自己責任で判断させるものであり、過大な負担を強いるものであるという批判があった⁵。

この点、金融機関の事例ではないが、注2の平成25年名古屋地判は、未公開株詐欺商法による損害賠償請求事件の被告との訴訟上の和解金が履行されなかったことから、強制執行の前提として住居所を調査するため日本郵便に転居届等の照会を行ったところ、これが拒否された事例で、当該事項に係る情報の秘匿性の程度や国民の権利救済の実現のために報告を受ける必要性の程度等を踏まえた利益衡量によって判断されるべきであるとした。そして、住居所や電話番号は、人の社会生活を営む上で一定の範囲の他者に開示されることが予定されている情報であり、通信の秘密や信書の秘密のようなものではなく、一方、強制執行をするため住居所を知ること、は、国民の権利救済の実現に資するという23条照会の制度に沿うと判断した^{6,7}。

あるメガバンクは、顧客の同意なく回答する場合は、①審査が適正に行われており、そのことが明らかになっていること、②事案に応じて回答すべきか否かについての利益衡量が明確になっていること、③回答によって金融機関が訴訟リスクを負うようなことがないサポートがあること、④回答が可能となるだけの情報が提供されていることの4つの要件を満たすことが必要であると考えているということである^{8,9}。

今後、これらを参考にして報告するかどうかを決することになる。

なお、預金契約等の契約がない場合は、顧客との守秘義務の問題は起こらず、契約なしと報告すれば足りると考える。

3 債務名義に基づく執行のための預貯金の情報に関する照会

(1) 判決や和解調書等債務名義を有する債権者が強制執行をするために預金の有無、あるとしてその支店名・口座番号、残高等の照会をする場合に、報告を拒絶できるかという問題である。

メガバンクでは、原則として報告とするものと個別案件ごとに慎重に利益衡量とするものがあるようである¹⁰。

- (2) 原則として報告とするメガバンクは、個別の検討を必要とするとした上、以下の要件があった場合に、全店照会に応じるとしている¹¹。

①弁護士会が照会申出について審査した結果、適当であると判断したことが、照会書に明示されていること、②執行認諾文言ある公正証書以外の方法により債務名義を取得しており、その存在を弁護士会が確認している旨の記載があること(判決書写しの添付は不要)、③照会書記載の照会事項どおりの内容を金融機関が回答したことにつき、対象顧客より金融機関に対して損害賠償請求訴訟が提起された場合、金融機関から訴訟告知されれば、弁護士会が補助参加すること、④全店照会を求める場合には、回答のために必要な情報の提示があること。

中堅、中小の金融機関でこのような全店照会に回答できるかは、各金融機関のシステム等の態勢にもよるし、弁護士会の上記要件に対応できるかにもよると思われる。

- (3) 債務名義の内容や当事者の属性、提供される情報等によって具体的個別的に判断することになる。たとえば、守秘義務を優先させることが反社会的行為を擁護・助長する場合、例えば、未公開株式詐欺商法の加害者に対する債務名義を有する者が強制執行をしようとして預貯金等の照会をしてきた場合等には、照会に応じても良いと考える¹²。一方、反社会的行為による債務名義の場合は報告できないと考えられる。

預貯金に関する情報は秘匿性の高いものであり、債務名義がなければ守秘義務が優先すると一般に考えられる。債務名義がある場合には報告義務が優先するとして報告すると顧客との間において紛争になることは目に見えている。また、債務名義があれば、なぜ報告義務が一転して優先することになるのかにも疑問が残る。上記のような事例のような場合以外に、どちらを優先すると考えるか、今後の検討課題であると考え¹³。

民事執行法196条以下は、債務名義を有する債権者等のために財産開示制度を設けているのであるから、本来的には、この本道によるべきものであると考える。しかし、財産開示の申立を行うことは、預貯金を払い戻し、執行妨害の動機を与えることになる。財産開示制度の改善が望まれるところである。

- (4) なお、23条照会に対して報告が拒絶されたことから、複数の店舗に順位をつけて預金債権差押命令の申立をした場合、差押債権の特定性を欠くとする裁判例(東京高決平成24年10月10日金判1405号27頁)と欠かないとする裁判例(東京高決平成23年6月22日判タ1355号243頁、名古屋高決平成24年9月20日金判1405号24頁)がある。

4 犯罪が絡む案件についての被害救済等のための照会

例えば、振り込め詐欺等詐欺商法の被害事案で、犯罪者に関し、被害回復の手掛りとなる情報は、振込を指定された金融機関支店のカタカナ表記の氏名と口座番号だけという場合に、その口座名義人の住所・氏名、預金残高等の報告を拒絶できるかという問題である。

各行とも、犯罪事案に絡む照会であることが明示されており、取引履歴からその蓋然性が高いことが考えられるような場合は、原則として報告に応じているようである¹⁴。このような場合は、守秘義務を優先させることが反社会的行為を擁護・助長する場合にあたりと考えられる。

但し、消費者被害や横領の場合は、疎明される資料などによる個別判断となるとされている¹⁵。

5 誤振込における振込先の特定のための照会

誤振込があったにもかかわらず、振込先の口座名義人が任意に返還に応じない場合に、被仕向銀行は振込先の口座名義人の氏名・住所の照会について報告を拒絶できるかという問題である。

このような場合には、23条照会の書面上に、「誤振込の資金返還を受ける必要があること」を明示した上、誤振込であることの蓋然性が高いことが確認できることの情報(例えば、真に振込しようとしていた支店・口座番号・口座名義人や誤振込したと考える口座)が可能な限り記載されている場合は、個別の事情の検討を要する場合はあるが、原則として報告するというのが各行のスタンスのようである¹⁶。

振込先口座名義人の住所・氏名は、誤振込人が不当利得返還請求権行使に不可欠であり、他に知る方法がないと考えられるので、特段の事情がない限り、報告すべきものであると考える。

6 最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁の射程

- (1) 上記最判は、共同相続人の一人が被相続人名義

の預金口座の取引経過開示請求権を単独で行使することの可否等について、下記の通り判示している。

ア、預金契約は、消費寄託の性質を有するものであるが、振込入金を受入等委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれているから、委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負い(民法645条、656条)、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負う。

イ、預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するととどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる(同法264条、252条ただし書)。

ウ、なお、開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合がある。

(2) この判決の射程をどう考えるかである。田中秀幸最高裁判例解説平成21年68頁は、以下の通り記載している。これを肯定する場合、被相続人の地位を承継しているので守秘義務の問題は生じない。

- ① 預金債権の差押があった場合：預金契約上の地位の差押まで当然に含意されておらず、預金者は開示請求権を行使しうる。
- ② 預金の解約があった場合：委任契約の終了によっても、なお、民法645条後段の類末報告義務として預金者は開示請求権を覬念しうる¹⁷。
- ③ 遺言により特定の共同相続人に預金債権の全部を相続させるとされた場合：預金契約上の地位まで当然に相続させるものでない以上、他の相続人は開示請求権行使しうる¹⁸。
- ④ 共同相続人の一人が、既に取り引履歴開示請求権を行使した場合：共同相続人全員が預金契約上の地位を有しており、また、開示請求権は一回的行使により将来にわたって消滅する性質のものでない以上、他の共同相続人は開示請求権を行使しえなくなるものではない。
- ⑤ 金融機関が、預金通帳に記帳した場合：記帳の内容と開示を求める内容とが相違するか否かに

もよるが、少なくともまとめ記帳では取引経過の開示ではなく、開示請求を拒否できない。

(3) この、⑤と②④の関係について、⑤は、一人の共同相続人の保有している預金通帳に記帳し、この相続人がこれをお保有しているのに、再度開示請求をした場合を想定しているように思われる。

③について、相続人でない第三者に遺贈された場合も同様に考えることが出来よう。特別縁故者は含まれないであろう。

⑥問題は、遺産分割協議によって、特定の相続人または第三者が預金を取得した場合も、他の相続人または相続人が、被相続人の時代の預金の取引経過の開示請求をすることが出来るかである。説が分かれるようである¹⁹。遺産分割協議が成立した場合や相続放棄がなされた場合は、預金債権の承継と共に預金契約上の地位も現実に相続をした者に承継され、他の相続人は、特別な事情のない限り、その後は、開示請求権はないと考えるべきではないかと考える。

7 本稿は、私の個人的な考えであることであることをお断りしておく。

- 1 「『座談会』弁護士法23条の2の照会に対する金融機関の対応」金融法務事情1991号11頁2014年4月6頁以下
- 2 拙稿「金融機関の守秘義務と弁護士法23条の2に基づく照会 大阪地裁平成18年2月22日判決を中心として」Oike library No.2 4 4頁2006年10月。大阪高判平成19年1月30日金法1799号56頁は当然に回答義務を負うと考えているようであるが、最近の東京高判平成22年9月22日金法1936号106頁、名古屋地判平成25年10月25日金法1995号127頁等は、正当な理由があれば拒絶ができるとしている。
なお、前掲平成19年大阪高判、同平成22年東京高判、東京高判平成25年4月11日金法1988号114頁、前掲平成25年名古屋地判等は、この義務を公的(公法上の)義務であるとする。
- 3 前掲2 平成22年東京高判も、この法令に基づく場合に当たるとして報告義務を認めている。
- 4 金融機関の守秘義務について前掲2 4頁以下
- 5 前掲2 6頁
- 6 なお、この事例では、日本郵便の守秘義務は、郵便法8条2項の「郵便物に関して知り得た他人の秘密」を根拠とするものである。
- 7 従前、私は、顧客の同意があるか、報告することに公共の利益がある場合、すなわち、大阪地判平成18年2月22日金判1238号37頁(その控訴審の前掲1 平成19年)の事例のように、守秘義務を優先させることが反社会的行為を擁護・助長する場合にのみ、報告義務に優先すると考えてきた(前掲2 7頁、5頁)。しかし、このような場合は、守秘義務自体が免除される場合であり、守秘義務が免除される場合でなくても、23条照会の報告義務との比較衡量で報告義務が優先される場合があり得ると考えられるので、考えを改める。
- 8 前掲1 11頁
- 9 前掲2の平成22年東京高判は、日本郵便が転居先等の回答を拒否

- した事例で、弁護士会が審査した上で照会を行うものであり、特段の事情のない限り、当該照会に係る事案に個別的事情に関する事実(例:転居所以外の新住居を調べる方法の有無、強制執行を動産執行による必要性の有無)等を調査することなく優劣を判断すれば足りるとして、利益衡量の際の判断に個別事情についてまで判断要素としていない。
- 10 前掲1 17頁。なお、原則として報告とするものでも、支店により考え方が異なることがあるのかもしれない。東京高決平成23年6月22日判タ1355号243頁は報告したが、名古屋高決平成24年9月20日金判1405号16頁は報告を拒否している。
- 11 大阪弁護士会とあるメガバンクは、本年7月、公正証書以外の債務名義を有する場合に、23条照会に一定の要件のもとに報告する旨の合意をした模様であるが、京都弁護士会においては、このような合意はなされていない。
- 12 前掲2 平成22年東京高判、平成25年名古屋高判は、このような詐欺商法の事例である。
- 13 福岡地判平成25年4月9日金法1995号118頁、その控訴審の福岡高判平成25年9月10日金法1995号114頁は、離婚訴訟の訴訟上の和解に基づく解決金の履行を怠ったため、給与債権の差し押さえをする必要性から、債権者が全国健康保険協会に就業場所の照会をした事例で、債務名義により行われる強制執行によって自己の権利を実現する利益は法律上保護されるとして、報告義務を認めている。預貯金に関する情報を同様に考えることが出来るか、今後の検討課題である。なお、前掲2平成25年東京高判は、執行力ある公正証書及び取立訴訟の仮執行宣言付判決による執行力ある債務名義に基づき、債務者の預金口座の有無・残高等の照会を行ったが拒絶された事例で、仮に報告義務があるとしても損害賠償責任を負わないとして、直接の判断をしていない。
- 14 前掲1 20頁。但し、住所・氏名に限定する金融機関もある。
- 15 前掲1 21頁
- 16 前掲1 21頁
- 17 森田宏樹「預金契約の解約後の相続人に対する金融機関の取引履歴経過開示義務の存否」金法1953号14頁2012年9月は多数説であるとする。
- 東京高判平成23年8月3日金法1935号118頁は、被相続人が生前に解約した預金について、没後、相続人が大量の取引経過の開示を請求した事例で、銀行は報告が完了した後は、過去の預金契約について、預金契約締結中と同内容の開示義務を負い続けると解することはできないとしつつ、なお、信義則上、元預金者に対して開示義務があるとしても、その義務は、飽くまで元預金者の必要に応ずべき義務であり、相続人の必要に応ずべき義務ではない、とする。この判決に対して、前掲森田は、顛末報告義務は一回的なものではなく、解約前と解約後で性質が異なると解することは合理的な説明とはいえず、本件は、平成21年最判が判示する権利濫用法理で直截に同様の結論を得ることは可能であろうとする。
- 18 但し、遺留分減殺請求をしない者、または遺留分減殺請求権がない者には、開示請求権を否定するものとして、関沢正彦「預金取引経過開示請求についての最高裁判決」金法1865号16頁2009年4月、同旨と思われる石綿はる美「共同相続人の一人による預金取引経過開示請求権の単独行使の可否」法協128巻1号267頁、「《座談会》預金者の取引経過開示請求権に係る最高裁判決が金融実務に及ぼす影響」金法1871号21頁潮見佳男発言2009年7月がある。
- 19 肯定的見解として:遠藤曜子「民事判例研究」金判1321号24頁2009年8月、岩藤美智子「共同相続人の一人に対する預金の取引経過開示義務」民商143巻1号85頁2010年10月。否定的見解として:水野貴裕「預金者の相続人の一人による預金口座の取引経過の開示請求の可否」判タ1298号84頁2009年8月。前掲18 座談会20頁以下の潮見発言も後者と思われる。
- 放棄について、前掲18 関沢、前掲18 座談会19頁淺生重機発言、同21頁潮見発言は、放棄後は、開示請求権を否定する。